

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令案要綱

第一 中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律に係る中小企業信用保険法の特例に関する保険料率

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の認定農商工等連携支援事業者に係る普通保険及び無担保保険の保険料率を定めること。

(第一条関係)

第二 附則

この政令の施行期日を定めること。

(附則第一条関係)

政令第 号

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）第四条の規定に基づき、この政令を制定する。

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）の一部を次のように改正する。

第二条第四項中「及び産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第四十六条の規定に係る債務の保証」を「、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第四十六条の規定に係る債務の保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第五項の規定に係る債務の保証」に改める。

附 則

この政令は、中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）の施行の日（平成二十年七月二十一日）から施行する。

理由

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律の施行に伴い、認定農商工等連携支援事業の実施に必要な資金に係る債務の保証を受けた認定農商工等連携支援事業者に係る普通保険及び無担保保険の保険料率を定める必要があるからである。

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令案 新旧対照条文
中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）

（傍線部分は改正部分）

改正後	現行
<p>（保険料率） 第二条（略） 2・3（略） 4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十一条第一項に規定する特定事業活動等関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十条の規定に係る債務の保証、産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第四十六条の規定に係る債務の保証及び中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）第八条第五項の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・八七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・七四パーセント）とする。</p>	<p>（保険料率） 第二条（略） 2・3（略） 4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十一条第一項に規定する特定事業活動等関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十条の規定に係る債務の保証及び産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）第四十六条の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・八七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・七四パーセント）とする。</p>

5・6

(略)

5・6

(略)

中小企業信用保険法施行令の一部を改正する政令案 参照条文

(参照法令一覧)

中小企業信用保険法(昭和二十五年法律第二百六十四号)	(抄)	1
中小企業信用保険法施行令(昭和二十五年政令第三百五十号)	(抄)	2
中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律第三十八号)	(抄)	2
産業活力再生特別措置法(平成十一年法律第三百一十一号)	(抄)	3

中小企業信用保険法（昭和二十五年法律第二百六十四号）（抄）

（普通保険）

第三条 中小企業金融公庫（以下「公庫」という。）は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の銀行、信用金庫、信用協同組合その他の政令で定める金融機関（第三条の十第一項を除き、以下単に「金融機関」という。）からの借入れ（手形の割引を受けることを含む。以下同じ。）による債務の保証（保証契約で定める期間内に生ずる債務について、当該中小企業者が履行しない場合に、利息及び費用その他の損害の賠償として履行する額を除いた額が保証契約で定める額（以下「限度額」という。）に達するまで、その履行をする責めに任ずる保証（以下「特殊保証」という。）を含む。）をすることにより、中小企業者一人についての保険価額の合計額が二億円（その中小企業者が中小企業等協同組合、協業組合、商工組合、商工組合連合会、商店街振興組合、商店街振興組合連合会、生活衛生同業組合、生活衛生同業小組合、生活衛生同業組合連合会又は酒類業組合であるときは、四億円）を超えることができない保険（以下「普通保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額（手形の割引の場合は手形金額のうち保証をした額、特殊保証の場合は限度額。第三項、次条第一項及び第三項並びに第三条の四第一項及び第二項において同じ。）の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

2）5（略）

（無担保保険）

第三条の二 公庫は、事業年度の半期ごとに、信用保証協会を相手方として、当該信用保証協会が中小企業者の金融機関からの借入れによる債務の保証（特殊保証を含む。）であつてその保証について担保（保証人の保証を除く。）を提供させないものをする事により、中小企業者一人についての保険価額の合計額が八千万円を超えることができない保険（以下「無担保保険」という。）について、借入金の額のうち保証をした額の総額が一定の金額に達するまで、その保証につき、公庫と当該信用保証協会との間に保険関係が成立する旨を定める契約を締結することができる。

（保険料）

第四条 保険料の額は、保険金額に年百分の三以内において政令で定める率を乗じて得た額とする。

中小企業信用保険法施行令（昭和二十五年政令第三百五十号）（抄）

（保険料率）

第二条（略）

2・3（略）

4 第一項の規定にかかわらず、普通保険又は無担保保険の保険関係であつて、中小小売商業振興法（昭和四十八年法律第一百一号）第五条の四の規定に係る債務の保証、伝統的工芸品産業の振興に関する法律（昭和四十九年法律第五十七号）第十八条の規定に係る債務の保証、発電用施設周辺地域整備法（昭和四十九年法律第七十八号）第十一条第一項に規定する周辺地域整備関連保証、エネルギー等の使用の合理化及び資源の有効な利用に関する事業活動の促進に関する臨時措置法（平成五年法律第十八号）第二十一条第一項に規定する特定事業活動等関連保証、商工会及び商工会議所による小規模事業者の支援に関する法律（平成五年法律第五十一号）第二十条の規定に係る債務の保証及び産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三十一号）第四十六条の規定に係る債務の保証に係るものについての保険料率は、〇・八七パーセント（手形割引特殊保証及び当座貸越し特殊保証の場合は、〇・七四パーセント）とする。

5・6（略）

中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律（平成二十年法律第三十八号）（抄）

（定義）

第二条（略）

2・4（略）

5 この法律において「農商工等連携支援事業」とは、中小企業者と農林漁業者との交流の機会の提供、中小企業者又は農林漁業者に対する農商工等連携事業に関する指導又は助言その他の中小企業者と農林漁業者との有機的な連携を支援する事業をいう。

（農商工等連携支援事業計画の認定）

第六条 一般社団法人若しくは一般財団法人（一般社団法人にあつてはその社員総会における議決権の二分の一以上を中小企業者が有しているもの、一般財団法人にあつては設立に際して拠出された財産の価額の二分の一以上が中小企

業者により抛出されているものに限る。又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項に規定する特定非営利活動法人（その社員総会における表決権の二分の一以上を中小企業者が有しているものに限る。）は、農商工等連携支援事業に関する計画（以下「農商工等連携支援事業計画」という。）を作成し、主務省令で定めるところにより、これを主務大臣に提出して、その農商工等連携支援事業計画が適当である旨の認定を受けることができる。

2・3（略）

（中小企業信用保険法の特例）

第八条（略）

2・4（略）

5 認定農商工等連携支援事業者であつて、当該認定農商工等連携支援事業計画に基づく農商工等連携支援事業（以下「認定農商工等連携支援事業」という。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定農商工等連携支援事業者を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「中小企業者と農林漁業者との連携による事業活動の促進に関する法律第七条第二項に規定する認定農商工等連携支援事業計画に基づく事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。

産業活力再生特別措置法（平成十一年法律第三百三十一号）（抄）

（中小企業信用保険法の特例）

第四十六条 認定支援機関であつて、特定中小企業再生支援事業（中小企業再生支援業務に係る事業であつて、中小企業再生支援協議会の決定を経たものをいう。）の実施に必要な資金に係る中小企業信用保険法第三条第一項又は第三条の二第一項に規定する債務の保証を受けたものについては、当該認定支援機関を同法第二条第一項の中小企業者とみなして、同法第三条、第三条の二及び第四条から第八条までの規定を適用する。この場合において、同法第三条第一項及び第三条の二第一項の規定の適用については、これらの規定中「借入れ」とあるのは、「産業活力再生特別措

置法第四十六条に規定する特定中小企業再生支援事業の実施に必要な資金の借入れ」とする。